

<研究報告>

米国の法教育における刑事司法の取扱い

— 教科書 *STREET LAW* の分析と考察 —

木村秀徳 信州大学大学院教育学研究科
関 良徳 信州大学学術研究院教育学系

キーワード：法教育，刑事司法，*STREET LAW*

1. はじめに

本稿では、米国の法教育における刑事司法の取扱いについて、その代表的な教科書である *STREET LAW: A Course in Practical Law 9th Edition* (L. P. Arbetman & E. L. O'Brien, 2016) の分析を通じて、わが国の中学校段階での法教育授業への応用の可能性を検討する。

米国では1960年代から1970年代にかけて、法に関わる教育の重要性が指摘されたが、その目的は次の二点であったと言われる¹。第一の目的は、シティズンシップ教育の再生である。極端な反共政策（マッカーシズム）に対するバックラッシュ、合衆国憲法や権利章典についての理解の低さを浮き彫りにした学生意識調査、スプートニクショック、人種隔離政策を違憲としたウォーレン判決、さらにはウォーターゲート事件などの危機的状況の中で、政治に対する不信感が米国市民の間に広がった。これを受けて、シティズンシップ教育への多様かつ具体的な方法論が活発に議論されることとなり、法教育は「アメリカ社会が認める法的価値としての正義を市民が再認識し、そのような正義に関連する法的な問題を解決するための技能を市民が獲得するためのアプローチ」（磯山 2003：2）として提案されることとなったのである。第二の目的は青少年の非行防止にあったとされる。1960年代後半以降、米国社会では青少年犯罪が増加し、深刻な社会問題となっていた。こうした事態に呼応して、社会科教育の研究団体である全米社会科協議会は、法に関わる教育への取組みを開始したとされる。法教育には犯罪の減少と青少年の非行行動の改善が期待されていたのである。

このような背景から、米国では、法教育が立憲民主主義の基本理念・原理である「権威、プライバシー、責任、正義」の意義を市民が再確認するための方法として、また青少年の行動を改善させるための手段として認知されるに至り、1978年には法教育法（Law-Related Education Act of 1978）が成立した。この法律によれば、法教育は「法律専門家でない者を対象に、法全般（the law）、法過程（the legal process）、法システム（the legal system）と、それらが依拠する原理及び価値に関する知識と技能を提供する教育²」であると定義されて

¹ 米国における法教育の歴史的背景については、Feinstein S. & Wood R. W. (1995) 及び、江口 (2001)、磯山 (2003) を参考にした。

² Public Law 95-561. (1978). Law-Related Education Act of 1978.

いる。この定義を踏まえ、磯山(2020)は、米国の法教育が「法的リテラシー (legal literacy) の育成を目指し、憲法や民法、刑法といった狭義の法のみならず、正義、公正、権威、責任といった法的な価値や民主的な原理、法システムを含めた広義の法を、その教育内容として捉えるものである」(磯山 2020 : 5) と説明している。そして、日本における法教育研究はこうした米国の法教育を先行モデルとしながら展開されてきたのである。

2. 米国の法教育における刑事司法の取扱いに関する先行研究

そこで本節では、米国の法教育における刑事司法の取扱いについて、わが国での先行研究を整理する。米国での法教育推進の背景には、先述した通り、犯罪の防止や薬物汚染の抑止といった公共的秩序回復への社会的要請があった。これに対し、「アメリカの教育は、法律による国家の介入・規制以前に、積極的に社会問題の改善の処方箋を提出する伝統をもっており、たとえば法教育として刑法教育プログラムを数多く開発する」(江口 2001 : 24) こととなったのである。しかしながら、米国の法教育における刑事司法の取扱いについて触れたわが国の先行研究では、その概要や学習内容に言及しているものはあっても、こうした背景や伝統まで考慮に入れて、米国の法教育における刑事司法の単元構成や学習活動について詳細な分析を行った先行研究は少ない³。

そうした数少ない先行研究の一つとして、橋本(2005)を挙げることができる。橋本は、わが国の刑事司法学習改革が向かうべき方向性について示唆を得るために、米国の「憲法上の諸権利財団」(Constitutional Rights Foundation)が開発した法教育の中等教育用プロジェクト“CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA”を分析対象として、そのカリキュラム構成原理を追究している。このプロジェクトは6つの単元から成り、各単元は3つから5つの節で構成されている。各節には、「読み物と討論」や「探究活動」が含まれており、その活動は、討論やディベート、ロールプレイなどで構成されている(橋本 2005 : 28)。

橋本によれば、それぞれの単元のテーマは、犯罪、警察、刑事事件(刑事手続)、矯正、少年の裁判(少年裁判手続・矯正)であり、これらは犯罪を防止し、鎮圧し、検挙し、裁判や刑の執行、更生保護といった刑事司法に関わるテーマとなっている。このプロジェクトの全体構成は、その枠組みとして刑事司法制度を基盤とするものであり、橋本はこのプロジェクトの特質を以下のように総括している(橋本 2005 : 40)。

- (1) 刑事司法制度の枠組みの中で、各単元は、刑事司法制度の部分的機能を示す諸制度について、歴史的・機能的に理解するとともに、機能不全に陥った制度の問題性を理解できるように構成することで、憲法の条文や理念だけの学習である制度学習に止まらず、社会システムの中で制度がどう働き、機能しているかを学習するシステム学習として位置づけることができた。

³ 米国の法教育全般を詳細に分析した先行研究としては、江口(1993)や磯山(2000)などがある。

米国の法教育における刑事司法の取扱い

(2) 具体的には、各単元内容は、犯罪に関する概念学習を基盤にした、犯罪に対する捜査、成人犯罪に対する解決・防止、少年犯罪に対する解決・防止システムとして構成されていた。また、システムの学習の後で、システムに起こる問題性を理解し、システムが社会においてよりよく機能する方法を見つけることができるように構成されていた。

以上の分析から、橋本は、このプロジェクトが子どもたちにとって切実な権利に関わる可能性を持つ刑事司法学習を今後改革するための方向性、そして、わが国において喫緊の課題でもある「裁判員養成」カリキュラムについても一定の示唆を与えるものであるとの結論を導いている。橋本の研究は、米国における法教育の始まりが公共的秩序の回復要請や犯罪の防止、とりわけ青少年犯罪の予防と更生に向けられた刑事司法の学習であったことを踏まえ、そうした歴史的背景から刑事司法教育の単元構成や学習活動を分析している点で、特に参照すべき先行研究である。

3. *STREET LAW*における刑事司法の取扱い

3.1 *STREET LAW*の概要

本稿では、米国における刑事司法教育の背景理解を前提に *STREET LAW: A Course in Practical Law 9th Edition* (以下、*STREET LAW*と略記) を分析する。この教科書に着目する理由は二つある。第一に、この教科書は柔軟に学習活動を構成することのできるカリキュラムに基づいていると考えられるからである。本書は、米国の高等学校の授業で用いられているが、トピックの多くは中学生や小学生に教えることも可能な内容であり、「*STREET LAW*のリソースのほとんどが様々な年齢層向けに修正できる (“Most of Street Law's resources can be modified for various age groups”）」と説明されている⁴。また、このカリキュラムが憲法や刑法、家族法などの実定法に基づいて構成されており、生徒の関心や切実性を考慮して、適切な実定法を選択して教えることも可能である。このことから刑事司法の取扱いについて示唆を得るとともに、わが国の中学生向けに内容を修正して用いることも可能であると考えられるためである。第二の理由は、1975年に第1版が出版されて以来、これまで *STREET LAW* は九度の改訂を重ねているが、この間にも学習内容の継続的な開発が進められており、またわが国においても先行研究が積み重ねられているためである。

この教科書を出版している Street Law Inc. は、法教育を軸に人々の能力育成を行う NPO である⁵。「革新的な公法臨床プログラム (innovative public law clinical program)」を受講していた法学生とその担当教授 J. Newman がジョージタウン大学ロー・センターのプロジェクトとして1972年に「*STREET LAW*」という名称の教育実践を始めたとされる。この実践は、日常生活で役立つ法知識を青少年に提供することを目的としており、この

⁴ <https://www.streetlaw.org/programs/high-school-law-course> (2020年11月21日閲覧)

⁵ Street Law Inc.の概要については、<https://www.streetlaw.org/who-we-are/history> (2020年11月21日閲覧)、村野(2003)、磯山(2001)を参照。

法学生のうちの一人が *STREET LAW* の共著者となる E. L. O'Brien であった。彼は、高校教師であった経験から、青少年への法教育の必要性を実感していた。この法学生たちは、コロンビア特別区の二つの公立学校で予防的アプローチによる教育実践を行い、生徒が法的問題に直面した際に対処するための知識を教えた。そして、その三年後にはコロンビア特別区のすべての公立高等学校で教育実践を行い、1975年には *STREET LAW* の第1版が出版されることとなる。その『生徒用テキスト (student text)』は、ロースクールでのプログラムで用いられ、さらに社会科の教員が法律家によるサポートの下で *STREET LAW* を授業で使用するために『教員用マニュアル (teacher's manual)』も出版された。Street Law Inc. は現在、国際的にも広く活動しており、中央アジアやアフリカなどでも法教育プログラムを展開している。

3.2 *STREET LAW*の教育目標

Street Law Inc. の公式サイトによれば、この教科書は、若者が地域社会に適切に参画し、変化を生み出すために必要な知識とスキルを身につけることで、能動的な市民となるようにエンパワーすることを目的としている。*STREET LAW* の教育目標は、下記9項目から構成されており、表1はそれぞれを「知識」、「技能」、「有意義な参画」の三種類に整理したものである。

表1 *STREET LAW*の教育目標

知識	1. 毎日の生活において、生徒の役に立つ法や法制度の実用的な理解を提供する。 2. 合衆国憲法、法律、法制度の基礎にある基本的な原理と価値の理解を深める。 3. 法や法制度に関する現在の問題や論争についての意識を高める。 8. 法、弁護士、法執行官、法制度が私たちの民主主義の中で果たす役割についての理解を向上させる。
技能	7. 批判的思考力や推論力、コミュニケーション力、観察力、問題解決能力などの基本的な技能を向上させる。
有意義な参画	4. 私たちの民主主義における効果的かつ情報にもとづいた市民参画を促進する。 5. 正義、寛容、公正についてのより高い感覚を喚起する。 6. 裁判外、あるいは必要な場合には、裁判制度によって、紛争を解決する意欲と能力を育成する。 9. 法制度に属する多くの職業に触れる機会を提供する。

(注) Scott, L. M. & Arbetman, L. P. 2016, T1 より著者作成。

STREET LAW の教育目標は、「学生が私たちの立憲民主主義に有意義な参画をするために必要な知識とスキルを開発することに焦点を当てている」(Scott, L. M. & Arbetman, L. P. 2016 : T1) と述べられている。「知識」に関しては、日常生活で使用できる法律の基本的

米国の法教育における刑事司法の取扱い

な原理や価値, 現在の問題や論争, 法制度や法に関わる人々の役割を挙げている。「スキル」では, 批判的思考力と推論力, コミュニケーション力, 観察力, 問題解決能力が挙げられている。「有意義な参画」では, 情報にもとづく市民参加, 正義や寛容あるいは公正の感覚, 紛争解決の意欲と態度, 法律に関わる職業に触れる機会が挙げられている。こうした教育目標について磯山 (2001) は, 「アメリカ合衆国憲法と権利の章典の内容をもちろん含んではいるものの, むしろいわゆる法的なものの方・考え方に基づき, 法と関連する現代的な課題を判断し解決する内容を重視するものである」(磯山 2001: 172) と指摘している。

4. STREET LAWにおける刑事司法の学習内容と学習活動

4.1 STREET LAWにおける刑事司法の位置

下記の表2は *STREETLAW* の目次である。*STREETLAW* は7つのユニットと, 45の章で構成されており, それぞれのユニットには, 「法と司法制度入門」, 「刑事法と少年司法」, 「不法行為」, 「消費者法」, 「家族法」, 「個人の権利と自由」, 「現代の法律問題」というタイトルが付けられている。本稿で分析の対象とする刑事司法は「ユニット2」に位置づけられている。

表2 *STREETLAW* の目次

目次		
ユニット1 法と司法 制度入門	第1章 法とは何か?	第4章 紛争の解決
	第2章 立法	第5章 裁判制度
	第3章 主張 (アドヴォカシー)	第6章 法律家
ユニット2 刑事法と 少年司法	第7章 米国の犯罪	第12章 刑事司法手続: 捜査段階
	第8章 刑事法入門	第13章 刑事司法手続: 公判前手続
	第9章 人に対する犯罪	第14章 刑事司法手続: 公判
	第10章 財産に対する犯罪	第15章 刑事司法手続: 判決と矯正
	第11章 弁護	第16章 少年司法
ユニット3 不法行為	第17章 不法行為: 権利侵害	第20章 厳格責任
	第18章 故意の不法行為	第21章 不法行為と公共政策
	第19章 過失	
ユニット4 消費者法	第22章 契約	第25章 詐欺的販売方法
	第23章 保証	第26章 賢い消費者になること
	第24章 クレジットと その他の金融サービス	第27章 大きな買い物
ユニット5 家族法	第28章 法と米国の家族	第31章 里親と養子縁組
	第29章 婚姻	第32章 離別, 離婚, 監護権
	第30章 親子	第33章 家族と個人に対する政府援助

ユニット6 個人の権利 と自由	第34章 憲法入門	第38章 信教の自由
	第35章 言論の自由	第39章 デュー・プロセス
	第36章 出版の自由	第40章 プライバシーの権利
	第37章 特別な場所における表現	第41章 差別
ユニット7 現代の法律 問題	第42章 移民法	第44章 法とテロリズム
	第43章 知的財産	第45章 職場における権利と責任

(注) *STREET LAW*より著者作成。

4.2 *STREET LAW*における刑事司法の学習内容

*STREET LAW*のユニット2「刑事法と少年司法」の導入部分には、犯罪統計から導き出された下記のような記述がある。

米国では犯罪が深刻な問題となっています。FBIによると、2013年には財産犯罪が約3.7秒に1件、暴力犯罪は約27秒に1件発生しています。世論調査によると、市民は犯罪や違法薬物の使用、銃器の使用など、犯罪行為につながる可能性の高い特定の要因について非常に懸念していることがわかっています。しかし、犯罪に関するほとんどの統計値は、2000年以降、全体的に減少していることが示されています(*STREET LAW*: 71)。

米国が犯罪大国であることは一般に指摘されているが、*STREET LAW*では、非行防止への意識を喚起するため、客観的な発生頻度をわかりやすく示すことで、生徒にその深刻さを認識させている。しかし他方で、犯罪が現在では減少傾向にあることも指摘し、体感治安に惑わされない冷静な理解を促している。

このユニット2「刑事法と少年司法」は、下記の表3で示した通り、第7章から第16章までの10章と67の項目で構成されており、総ページ数は129頁に及ぶ。各章ごとの概要に目を向けると、第7章では、米国の犯罪の概要、性質と原因の説明、ギャング、銃規制、飲酒、薬物、犯罪被害者、第8章では、刑法及び、州法の犯罪、連邦法の犯罪、不作為犯、軽犯罪、重罪などの犯罪のカテゴリー、第9章から第10章では、対人犯罪、コンピュータ犯罪を含む対物犯罪、第11章では、罪に問われた人が利用できる防御策、第12章から第15章では、逮捕の際に警察が守らなければならないルールから、裁判前の手続、裁判における憲法上の保護、判決までの刑事司法プロセス、刑罰、第16章では少年司法制度の運営や、深刻で暴力的な罪を犯す若者に対処する上で少年司法制度が直面している特別な課題などがそれぞれ取扱われている(*STREET LAW*: 71)。以上の概要からも、加納(2009)が分析している通り、各章の構成は、第7章で刑事学、第8章から第10章までは刑法、第11章から第15章までは刑事訴訟法、第16章は少年法となっており、刑事法領域に関わるすべての分野が網羅されていることが分かる。

米国の法教育における刑事司法の取扱い

表3 ユニット2「刑事法と少年司法」の学習内容

ユニット2 刑事法と少年司法			
第7章 米国の犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の性質 ・ 学校での犯罪 ・ ギャングと犯罪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銃と法 ・ 薬物乱用と犯罪 ・ 犯罪被害者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の防止と通報
第8章 刑事法入門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総論 ・ 連邦法と州法の犯罪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪の分類 ・ 共犯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不作為犯 ・ 予備犯
第9章 人に対する犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 殺人 ・ 自殺 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘拐 ・ 暴行傷害 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レイプと性暴力
第10章 財産に対する犯罪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放火 ・ 器物損壊 ・ 窃盗 ・ 横領 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強盗 ・ 強要 ・ 侵入窃盗 ・ 偽造 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盗品受領 ・ 乗り物の不正使用 ・ サイバー犯罪
第11章 弁護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪はなかった。 ・ 被告人は犯罪を 起こさなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被告人は犯罪を行ったが、それは免責または正当化される。 ・ 被告人は犯罪を行ったが、刑事責任はない。 	
第12章 刑事司法手続 ：捜査段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逮捕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索と押収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取調べと自白
第13章 刑事司法手続 ：公判前手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予約と出頭 ・ 保釈金と 公判前の保釈 ・ 情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備審問 ・ 大陪審 ・ 司法取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公判前の申立て ・ 重罪の罪状認否と 答弁
第14章 刑事司法手続 ：公判	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陪審裁判の権利 ・ 迅速かつ公開の裁判を受ける権利 ・ 強制的喚問手続きと証人と対峙する権利 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己負罪拒否特権 ・ 代理人の権利 ・ 再審請求 	
第15章 刑事司法手続 ：判決と矯正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判決のオプション ・ 刑罰の目的 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行猶予 ・ 死刑 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正
第16章 少年司法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少年司法の歴史と 概観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微犯罪 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今日の少年司法

(注) *STREET LAW* より著者作成。

4.3 *STREET LAW*における刑事司法の学習活動

*STREETLAW*には、本文の記述を踏まえた様々な学習活動が「PROBLEM」として各章の内容に合わせて準備されている。例えば、第10章「財産に対する犯罪」の「器物損壊」の項目では、PROBLEM10.1として下記の質問が提示されている（*STREETLAW* : 114）。

- a. なぜ人々は器物損壊をするときがあるのですか？
- b. もし可能であれば、器物損壊を減らすために何ができますか？
- c. 夜に二人の大学生が石を投げて高校の窓を割っているのを見たら、学生を警察に通報しますか？なぜですか？二人の友人が隣人の家の窓に石を投げているのを見たと思います。友だちを警察に通報しますか？なぜですか？両方の質問に同じように答えましたか？そうでない場合は、理由を説明してください。

さらに、こうした PROBLEM を導くために、いくつかの補助的な教材項目が準備されており、それらの教材から PROBLEM として質問が提起される形式も多数見られる。例えば第9章では、「THE CASE OF...」という教材項目で安楽死を求めるがん患者の事例がとり上げられ、それに関連して自殺幫助をめぐる質問が PROBLEM9.1 として提起されている。この形式では、事例の検討を通じて法的争点を明確化させることで、生徒の分析能力と批判的思考力を高めることが目指されている。

他にも「YOU BE the JUDGE」という項目では、事例について生徒が裁判官の視点から判断することが求められる。「FYI For Your Information」という項目では法的問題に対処する場面で実際に役立つ情報が掲載されており、例えば、第7章ではドラッグ・コートの仕組みについて紹介されている。「Steps to Take」という項目では、実際の場面でどう対処すべきかが生徒にわかりやすく記載されている。例えば、第12章の「Steps to Take」では「もし逮捕されたら、どうすべきか」というタイトルの下、逮捕された際の対応やその後の手続について書かれている。「HUMAN RIGHT USA」という項目では、世界人権宣言の条項に触れたうえで、人種的マイノリティの若者による万引きの増加にどう対処すべきかが PROBLEM10.3 として問われている。これに対して「Investigating The Law Where You Live」という比較的小さな項目では、生徒が居住する地域（州）の法律について調べさせる課題が示されている。また、法に関連する統計や図表である「FIGURE」は、犯罪統計（第7章）や刑事司法過程（第12章）、少年審判手続（第16章）をわかりやすく示すために用いられている。

これに加えて、国際的な視野から法的問題を検討させる「LAW AROUND THE WORLD」という項目も掲載されている。例えば、第15章の「LAW AROUND THE WORLD」では死刑制度の国際比較が論じられた後、PROBLEM15.4 として下記の設問が提起される（*STREETLAW* : 178）。

米国の法教育における刑事司法の取扱い

- a 死刑判決と死刑執行の両方が減り続けているにもかかわらず、死刑制度が米国人口の大多数によって支持されているという事実をどのように説明しますか？
- b もし死刑が犯罪を抑止しないことが研究で示されている場合、死刑に対してどのような正当性を与えることができますか？
- c 米国の議員や裁判官は、他国が死刑を科しているか否かを考慮すべきだと思いますか？あなたの答えを説明しなさい。

この他に、あるテーマについての複数の意見から民主主義社会に適合的な価値判断を探り、討論することをねらいとする「TAKING ACTION : Law and Democracy」という項目もある。第 16 章の「TAKING ACTION : Law and Democracy」では、PROBLEM16.3 として次の法案が示された後、六つのグループに分かれてのロールプレイ形式による討論が企画されている (*STREET LAW* : 188)。

18 歳未満の場合、日曜日から木曜日の夜は午後 10 : 00 から午前 6 : 00 までの間、外出すると犯罪になります。金曜日と土曜日の夜は、外出禁止時間は 12 : 00 開始です。違反者には 100 ドルの罰金が科されます。成人により引率される場合や、あらかじめ計画された地域の活動、旅行や仕事帰りは除外されます。

この討論学習では、生徒が、①市議会、②警察、③団体「暴力に反対する家族」、④地元の商工会、⑤教育委員会、⑥10 代の若者、というグループに分かれて討論することで模擬公聴会を実施し、主体的かつ参加的な学習を進めることが可能となる。

このように *STREET LAW* では、ユニット 2 だけでも 60 もの学習活動が準備されており、テキスト本文に記載されている知識を様々な補助教材を用いて肉付けする工夫に満ちているということができる。米国の法教育が充実した内容を備えていることはよく知られているが、刑事司法の学習についても、知識の習得を促すための問いをできるだけ身近な事例を用いて設定することで、生徒の思考を実践的な次元で活性化させるものとなっている。

5. *STREET LAW* の学習活動とわが国での応用及び実践の可能性

これまでの分析を踏まえて、本節では *STREET LAW* (ユニット 2) の各章の学習活動について、それぞれ刑事学 (第 7 章)、刑法 (第 8 章～第 11 章)、刑事訴訟法 (第 12 章～第 15 章)、少年法 (第 16 章) の各領域に分けて考察し、わが国の中学校社会科公民的分野での応用と実践の可能性について検討を試みる。

5.1 刑事学領域について

ユニット 2 の最初に置かれた第 7 章「米国の犯罪」では、犯罪の性質とその軽重のランク付け、犯罪の発生件数や逮捕率、犯罪種別ごとの発生頻度、学校で起きた犯罪、ギャングによる犯罪、銃規制、飲酒、薬物、犯罪被害統計、犯罪被害者の権利、犯罪防止と通報などが

扱われ、それらを主題とする **PROBLEM** やケーススタディ教材が掲載されている。これらは一般に刑事学や刑事政策に関わる領域の学習であるが、犯罪統計による客観的な情報提供を導入として、青少年が加害者や被害者となりやすい銃や薬物などの犯罪類型についても深く考えさせる事例を挙げながら、青少年犯罪を防止するという法教育の当初の目的を踏まえた内容となっている。

わが国では、こうした刑事学や刑事政策の知識を基盤的な背景とする授業は中学校でも高等学校でもほとんど行われていないが、刑事司法を学ぶ前提として、また生徒の関心を高めるきっかけとして重要な側面を有していると考えられる。わが国の場合、法務省の『犯罪白書』を資料として参照することで、比較的容易に日本における犯罪の概要、性質、統計などを授業に取り入れて概説することができる。その点で、*STREET LAW* 第7章の犯罪統計に関わる部分は応用・実践の可能性が高いと言える。

飲酒や薬物に関わる部分については、近年これらの問題が未成年の犯罪として社会問題化していることから、保健体育科の授業でも取扱われており、社会科でもこれと関連させた授業を展開することが期待される。他方で、ギャングや銃規制に関わる部分は、わが国での学習活動としては実態に即しておらず、取扱いが難しいと考えられる。学校での犯罪については、学校事故裁判事例を活用した安全教育（新福・蜂須賀 2020）やいじめ判決書を活用した授業開発（新福 2004）が行われており、今後の実践可能性は十分にあると考えられるが、民事裁判と刑事裁判の差異に留意する必要がある。さらに、犯罪被害者の権利拡大の動きと連動させて、犯罪被害の実態や統計上の数値、被害に遭遇した場合の対応などについても公民的分野の学習として取り入れることが望ましいと考えられる。

5.2 刑法領域について

STREET LAW 第8章「刑事法入門」では、共犯、不作為犯、予備犯などの犯罪場面を想定し、その刑事責任を問う学習活動が扱われている。わが国でも中学校段階から公民的分野の学習では模擬裁判形式の授業が導入されているが、その多くは単独の実行犯による殺人や強盗というシンプルな構造の事件である。これは法教育の歴史が浅いわが国で、生徒の理解を優先させた結果であると考えられるが、実際の事件では共犯などの複雑な要素が入り込み、判決を考える際にもそうした考慮が重要となる。今後は、より実態に即した事件を授業内で扱うことで、裁判員としての資質を養う必要がある。

不作為犯については、特に近年増加を続ける児童虐待の問題と関連付けた実践例（大村敦志監修、東京大学法科大学院出張教室 2008：95-114）もあるため、わが国でも応用・実践の可能性が高いと考えられる⁶。他方、予備犯については、犯罪の成立段階を理解する上でも重要な主題であり、時間的に余裕があれば授業の中でも扱うことが望ましい⁷。

⁶ 大村敦志監修、東京大学法科大学院出張教室（2008）では、同居する第三者が子どもを虐待し、子どもの保護者がこの第三者による虐待を制止しなかったという事案を扱った授業が紹介されている。

⁷ 2017年に組織的犯罪処罰法の改正により、いわゆる「テロ等準備罪」が新設され、憲法の人権条項との関わりで国会でも論戦が繰り広げられた。このことからテロ等準備罪と予備罪との違いについても公民的分野の学習では扱うことができるであろう。

米国の法教育における刑事司法の取扱い

第9章「人に対する犯罪」では、殺人の事例について起訴すべきか否かについての判断、自殺幫助の事例とそれを認める法律の是非、性犯罪の場面での判断について、それぞれ課題として扱われている。わが国では前述の通り、殺人の事例がすでに模擬裁判で扱われているが、*STREETLAW*では複数の事例が列挙されており、生徒がより複眼的に思考できるよう工夫されている。自殺幫助については、日本においても積極的安楽死や治療中止による尊厳死が認められるか否かという問題が社会的な関心事となっているため、今後の公民的分野における学習内容として取扱う必要性は非常に高いと言える。また性犯罪については、裁判員制度開始後の量刑変化が大きい（重い方向へシフトしている）ことや、2017年に性犯罪の諸規定が改正されるなど国民の関心が高い領域であることから、授業の中でも取扱う必要性が高いと言えるが、中学校段階ではその取扱い方に配慮する必要がある。

第10章「財産に対する犯罪」では、器物損壊、窃盗、盗品受領について、なぜそのような犯罪が発生するのか、犯罪を減らすために何ができるか、ID窃盗を防ぐ方法、サイバー犯罪の軽重のランク付け、万引き対策として人種的マイノリティの入店を禁止した事例についての人権問題といった学習活動が取扱われている。わが国でも少年犯罪の6割を窃盗が占めていることを考えれば、義務教育課程において財産犯の問題を学習する必要があることは間違いない。実際、万引きなどの財産犯について教育現場で語られることは多いが、その原因や処遇といった側面まで考慮に入れた授業構成は見られない。またサイバー犯罪については、高度化する情報社会やSNSでの誹謗中傷の問題があることから、不可欠な授業内容であり、情報科目との連携によって情報モラル教育として取扱うことが期待される。他方、人種的マイノリティへの差別に関わる問題は、憲法（「法の下での平等」）の授業とも関連させて言及すべきものである。

違法性や責任能力を主題とする第11章「弁護」では、正当防衛の場面での具体的な判断、心神喪失による責任阻却制度の是非、おとり捜査の是非といった主題が取扱われる。わが国でも正当防衛については模擬裁判の事例で取扱っているものもあるが、その適用や効果に関しては十分な説明がなされていない。また、心神喪失などの責任阻却事由についてはそもそも取扱いがない。しかし、将来の裁判員を育てるための模擬裁判授業で有罪・無罪や量刑の判断を行う際には、これら違法性や責任能力という観点が不可欠であり、その学習機会を保障する必要がある。加えて、14歳未満では犯罪が成立しない（つまり、14歳からは犯罪が成立する）という刑法41条の規定は中学生の段階でしっかりと理解しておく必要があり、その意味でも刑事責任能力についての学習は早急に導入する必要がある。

5.3 刑事訴訟法領域について

逮捕・捜索に始まる刑事司法手続について、第12章「捜査段階」では、次のような学習活動が取扱われる。すなわち、逮捕の手続が正当であったか否かの判断、逮捕手続の場面のロールプレイ、捜索の状況が合衆国憲法修正第4条（不合理な捜索・押収・抑留の禁止）に違反しているか否かの判断、公安委員会の組織モデルについての検討、学校での薬物検査の是非、犯罪捜査とプライバシー保護とのバランスについての判断、人種プロファイリングの

問題点の検討、少年事件においてミランダ警告（黙秘権などの告知）を与えるべきであったか否かを考察する、といった学習活動である。これに対し、わが国では中学校段階において刑事司法手続に関する具体的な問題を取扱うことは少なく、憲法の授業内で適正手続に関する各条項を参照するにとどまる。しかし、少年法により保護されているとはいえ、14歳未満の生徒でも警察による調査の対象であり、捜索や逮捕、取調べや自白の問題については、ロールプレイなどを通じて具体的に理解しておく必要がある。この意味で、*STREETLAW*の学習活動は参考となるにとどまらず、わが国でも速やかに導入されるべき内容と考えられる。勿論、学校での薬物検査や人種プロファイリングなどの問題については、現在の日本では授業内容として導入する必要性は低いと言えるだろう。

第13章「公判前手続」では、保釈金制度、大陪審制度、違法収集証拠排除法則、司法取引についてそれぞれの是非を検討する学習活動が扱われている。これらについては、わが国への応用と実践が強く求められる。近年、保釈金制度の運用が社会的な議論となっていることは周知の通りである。また大陪審制度については、これを参考にして創設されたわが国の検察審査会制度について公民的分野の学習で取扱う必要性は高い。さらに、違法捜査に対する監視という観点からも、違法収集証拠排除法則についてはわかりやすい説明とともに具体例を示してとり上げることが望ましい。司法取引については、日本でも2018年より認められていることから、その運用について授業内での解説が必要と考えられる。

第14章「公判」では、陪審による裁判を受ける権利や迅速な公開の裁判を受ける権利がなぜ保障されているのか、自己負罪拒否特権（Freedom from Self-Incrimination）などの被告人を守る権利について検討する学習活動が扱われている。これらについては、わが国の場合、憲法学習の際に扱われるが、模擬裁判でも被疑者・被告人の身体の自由について繰り返し説明し、刑事裁判における黙秘権の意義を理解させる必要がある。

刑事司法手続の最後に位置するのは第15章「判決と矯正」である。ここでは、具体的な事例を用いた三振法（The Three Strikes Law）の是非、米国の高い収監率の長所と短所を考えさせる課題、死刑制度についての事例検討や、世界的な視野から死刑制度の是非を考えさせる課題、受刑者の権利のリスト化、受刑者の投票権の回復の是非といった学習活動が扱われている。わが国では、死刑制度の是非をめぐる討論形式の授業がしばしば実践されるが、日本が死刑存置国であることの理由や意味を問う学習活動は今後も重要である。また、受刑者の権利についても、裁判員として将来判決を出すことになる生徒たちが現在の刑務所改革の状況を見据えながら、学ぶべき学習項目であると考えられる。

5.4 少年法領域について

第16章「少年司法」では、人道主義と管理のどちらが少年にとって適切か、親子の争いに裁判所が介入すべきか、少年の夜間外出禁止法案についての検討、少年に大人と同じ権利を認めるべきか否かを考えさせるケーススタディ、少年法に関する法案の作成、少年として裁くべきか成人として裁くべきかについての事例の判断、少年法廷（Youth Court）プログラムの成果と課題、少年審判の記録に雇用主がアクセスすることを認めるべきか否かの判

断といった学習活動が取扱われている。

わが国の社会科の授業では、少年法や少年審判について学ぶ機会がほとんどない。しかし、その当事者である中学生や高校生は少年司法について詳しく学ぶ必要があり、それは子どもにとっての権利であるとさえ言えるはずである。特に18歳、19歳の少年の取扱いについては法制審議会でも議論が進んでおり、今後、実名・顔写真の公開など、少年法厳罰化の動きが活発化することは確実である。そうした状況からも、中学校段階から少年法の在り方について考えさせる機会が必要である⁸。また、少年の夜間外出禁止法案の検討といった具体的な問題に関しては、校則について生徒自身が考える授業として提案し、実践することも可能である。他方、少年法廷については生徒の自治意識を育むという点でその有効性を評価することもできるが、導入には相応の準備と検討が必要であると考えられる。

6. おわりに

*STREETLAW*のユニット2「刑事法と少年司法」には、刑事法に関わる広範な領域が網羅されている。これまでの分析と考察によれば、そこでの学習活動は、犯罪統計の分析、犯罪に関わる事例について実際に生徒自身が判断する設問、刑事司法制度の是非を問う課題など、単なる用語や制度の理解ではなく、日常生活に役立つ法という観点から、よりよい法制度の運用について考えさせる内容となっている。また、刑事法の中でも刑事訴訟法に関する主題が最も多く含まれていることから、ミランダ警告に代表される米国刑事司法制度の適正手続（デュー・プロセス）を重視した構成であることがわかる。

本稿では、それらの学習内容や学習活動がわが国の中学校社会科公民的分野に対していかなる意義を有しているのか、実際の授業で応用・実践することは可能か、という観点から検討を行った。その結果、日米間の社会状況や文化的背景に違いがあることを前提としても、なお *STREET LAW* で提示された学習内容や学習活動の多くが日本の中学校段階での公民的分野における学習として強く求められるものであり、その応用と実践も可能であるとの結論に至った。

勿論、米国の法教育には *STREET LAW* 以外にも様々なカリキュラムが存在しており、*STREET LAW* が数ある手法の一つであることには注意しなければならない。この多様性こそが米国法教育の特徴であることを理解し、今後も米国の刑事司法教育を幅広く分析し続ける必要がある。そのうえで、この *STREET LAW* の学習内容や学習活動をわが国での授業として再構成し、実践して行くことが今後の課題となるであろう。

謝 辞

*STREETLAW*の翻訳に関しては、松岡聖佳さん（英語教育コース）に多くのご教示をいただきました。記して感謝致します。

⁸ 少年の実名報道や少年法改正問題を主題とする授業案については、馬場（2002）を参照。

文 献

- Arbetman, L. P. & O'Brien, E. L. (2016), *STREET LAW A Course in Practical Law*, 9th Edition, McGraw-Hill.
- Feinstein S. & Wood R. W. (1995), "History of Law-Related Education", ED401163, <https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED401163.pdf> (2020年11月7日閲覧)
- Scott, L. M. & Arbetman, L. P. (2016), *STREET LAW A Course in Practical Law, 9th Edition, Teacher's Manual*, McGraw-Hill.
- 磯山恭子 (2000), 「アメリカの法教育におけるカリキュラム構成に関する研究—法の社会的機能の類型を手がかりとして」『教育学研究集録』24号, 133-144頁。
- 磯山恭子 (2001), 「アメリカにおける法教育の到達点から学ぶ」, 全国法教育ネットワーク編 (2001) 『法教育の可能性 学校における理論と実践』現代人文社, 164-176頁。
- 磯山恭子 (2003), 「諸外国における法教育の現状 — アメリカの法教育カリキュラムの分析を通じて — 」『法務省「法教育研究会」第4回議事録資料』
<http://www.moj.go.jp/content/000004163.pdf> (2020年11月7日閲覧)
- 磯山恭子 (2020), 「アラバマ州の社会科における法教育カリキュラムの構成の特色 — 法的リテラシーの育成を目指す“Play by the Rules”の分析を通じて — 」『法と教育』10号, 5-16頁。
- 江口勇治 (1993), 「社会科における「法教育」の重要性—アメリカ社会科における「法教育」の検討を通して」『社会科教育研究』68号, 1-17頁。
- 江口勇治 (2001), 「アメリカの法教育の理論と実際 日本での法教育を展望して」『自由と正義』52巻2号, 22-33頁。
- 大村敦志監修, 東京大学法科大学院出張教室 (2008), 『ロースクール生が, 出張教室。法教育への扉を叩く9つの授業』商事法務。
- 加納隆徳 (2009), 「アメリカ及びオーストラリアの法教育教材の分析 — 高等学校における法教育の教材への提言として」『日本高校教育学会年報』16号, 6-15頁。
- 新福悦郎 (2004), 「いじめ裁判判決文を活用した授業に関する研究 — 法的理解や法的判断力との関係を中心にして — 」『社会科教育研究』93号, 13-19頁。
- 新福悦郎, 蜂須賀洋一 (2020), 「児童生徒の加害行為を原因とする学校事故を防止するための判決書教材を活用した安全教育についての事例研究 — 授業中に鉛筆で目を突いた判決書教材活用授業による感想文を分析して — 」『石巻専修大学研究紀要』31号, 53-62頁。
- 橋本康弘 (2005), 「中等社会科における刑事司法学習の改革 — “CRIMINAL JUSTICE IN AMERICA” を手がかりとして — 」『福井大学教育地域科学部紀要 IV (教育科学)』61巻, 27-41頁。
- 馬場登紀夫 (2002), 「公民科教育における青少年の人権保障の取り扱い — 少年法改正問題を主な題材として」『筑波社会科研究』21号, 23-35頁。

米国の法教育における刑事司法の取扱い

村野和子（2003）, 「日常生活における法関連問題に取り組む市民の育成 — アメリカ合衆国 “Street Law” の教育内容と方法」, 江口勇治編（2003）『世界の法教育』現代人文社, 22-39 頁。

付 記

本稿は, 木村が執筆した論考について, 関がその全体について批判的に検討し, 加筆修正したものである。

(2020年11月30日 受付)

(2021年 2月15日 受理)